

174-衆-外務委員会-11号 平成22年04月09日

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

本日の案件であります、日本とシンガポール、マレーシア、ベルギー、ルクセンブルクとの間の四つの租税協定そして条約でありますけれども、これに関連して、るるありましたが、私、最後に質問させていただきます。

昨年四月のロンドンの金融サミットでは、海外のタックスヘイブン、租税回避地などを悪用したヘッジファンド、富裕層や多国籍銀行などの課税逃れに対する金融規制と監督の強化がうたわれました。アメリカを中心とした国際的金融緩和政策に対する痛烈な自己反省が求められているんだろうと思います。

そこで、外務省に伺いますが、ロンドン・サミットのこの議論を日本政府としてはどのように受けとめておられるか。また、今回の議定書締結によって、課税庁相互の情報交換のやりやすさなど、海外での課税逃れ防止効果の見込みというののはどのようになっているのでしょうか。お答えください。

◆武正副大臣 笠井委員にお答えいたします。

先ほども触れましたが、昨年四月二日のG20の首脳宣言、そしてまた金融システムの強化に関する宣言、こういったものを受けての今回の対応ということでございます。

ロンドン・サミットにおける首脳、財務大臣プロセスで、国際社会でのいわゆるタックスヘイブンの不透明な資金の流れが問題視され、そしてOECDの会議において、参加各国の情報交換の国内法制、執行の検証を行うことが議論され、今後、税務当局間において、納税者情報の交換について、遵守状況に関する相互審査が開始されると承知しております。

二点目の御質問であります。従来の条約の情報交換規定の内容では、自国の課税目的がない場合や、銀行等が情報を有している場合、相手国からの情報の提供が拒否されることもあり得たわけですが、今般の条約改正によりまして、具体的に、我が国に居住する者が相手国内の銀行に預金を有していると疑われる場合、当該居住者の所得税額決定のため、相手国内におけるこの者の銀行口座の有無及び預金残高について問い合わせ、必要な情報の提供を相手国から受けることが可能となります。

このように、相手国と租税に関する情報交換がより実効的に行われることにより、国際的な脱税及び租税回避行為が防止されることが期待されております。

○笠井委員 改めて確認したいと思うんですが、現在、どれぐらいの数の地域や国がタックスヘイブンとみなされているか。また、タックスヘイブンを媒介とした、世界じゅうを徘徊する課税回避資金の総額というのは一体どれぐらいあるというふうに認識されているのでしょうか。

◆武正副大臣 お答えいたします。

先ほども同趣旨の御質問があったかと思うんですけれども、従来から一般的に、金融サービス等の活動から生ずる所得に対して、無税としているか、または名目的にしか課税していない国・地域、例として挙げれば、バミューダあるいはケイマン諸島などがタックスヘイブンとして位置づけられてまいりました。

現在のOECD基準によれば、他国との実効的な情報交換の実施、そしてまた、税制及び税務執行についての透明性の向上のいずれも十分に実施していない国・地域が国際的に問題視されております。OECDでは、これらの基準に該当するものとして、昨年の四月二日から減りましたけれども、ことし四月一日現在では十七の国・地域を挙げております。

また、課税逃れの総額については、民間団体が独自に公表しているものの、政府としては、正確な数値は持ち合わせておりません。

○笠井委員 これらのタックスヘイブンを、一体何年ぐらいまでに、どれだけ解消しようということになっていくんでしょうか。

◆古本大臣政務官 お答えいたします。

現在のOECDのリストによりますグレーリストに入っているものが、過般のG20でも話題になりました。これを受けまして、その枠組みをつくっていかうということで、昨年九月にも確認がとられています。

したがいまして、少なくとも、このグレーリストに入っている国々と相互に租税条約を結んでいくということは当局としても取り組んでいくわけでありまして、何分、相手のある話でありますので、このグレーリストからホワイトリストに上がるためには、与件として十二カ国で条約を互いに締結するという必要がありまして、この十二カ国に我が国が入るかどうかということも、当然、相手が判断される面もございますので、日本の場合はホワイトグループに入っておりますので、そういう意味では、今後の計画全体については、一つの目安として、先ほど早川委員にお答えいたしましたとおり、二〇一四年の前半をめどに作業をしていきたいと思っておりますが、このグローバルフォーラムの枠組みが互いにピアレビューするということでもありますので、双方で確認し合っていく。何分、相手のあることでございます。

○笠井委員 では、財務省に引き続き伺いますが、ことし、アメリカ系のシティバンクとスイス系のクレディ・スイス証券の元幹部らが、所得税法違反、つまり脱税容疑で東京地検に告発されました。元幹部の脱税額は、それぞれ三千万円、一億三千万円と巨額であります。両方の事件の手口も共通して、自社株購入権、ストックオプションを利用して莫大な資金を工面して、海外のプライベートバンクを通じて資金運用していたということでもあります。なぜプライベートバンクを利用した租税回避、脱税という問題が多発するというふうに見ておられますか。

◆古本大臣政務官 お答えいたします。

まず、御指摘のあったクレディ・スイスということでありまして、これは報道されているわけでありまして、当局といたしましては、個別の案件についてはそれこそ守秘義務がございますので、租税条約に基づいて情報交換を互いにしていく上で、この場でこのクレディ・スイスの個別についてコメントすることは差し控えた上で、そもそも、なぜそういうことが起きるかということですが、一つには、やはり、所得を把握されたくないと思っておられる方々がいるんだろうということが一つと、他方で、先ほど御指摘のありました日本の法人税の高さがゆえに、実効税率の高さがゆえに、納税先をみずから選択される方も当然いらっしゃるでしょうし、いろいろな理由から租税回避、つまりはタックスヘイブンというものがツールとして使われているんだろうということがあろうかと思えます。

ただ、こういった案件をよく考えますと、やはり、それぞれ皆さんがみずからの所得をいかに知られたくないかという思いが当然、法人、個人問わずある限り、この問題は引き続くんだろうというふうに思っておりますので、租税条約を結んだ上で、締結、発効させた上で、いかに実のあるものにしていくかということだと思っております。

○笠井委員 今、最後のことにかかわりますが、やはり顧客情報の秘匿性という問題もあるんだろうと思うんですが、スイスのプライベートバンクの口座は、口座を番号だけで管理するという、ナンバーアカウントというふう呼ばれて、顧客情報の秘密保全が図られていることが広く知られているわけですか。

一般論として伺いますけれども、こういうナンバーアカウントと呼ばれる銀行の秘密口座についても、この議定書に定める情報提供の対象にはなるんでしょうか。いかがですか。

◆古本大臣政務官 お答えいたします。

対象になります、という前提です。その上で、やはりこの条約のみそは、これまで、自国の課税目

的ではない場合、あるいは銀行秘密と言われるもの、こちらについては情報公開をする義務がなかったんですね、あるいは拒むことができた。このたびの第二十六条の改正によりましてそれを強制力をもって求めることができるということでもありますので、効果が期待できるものだというふうに承知をいたしております。

○笠井委員 証券取引等監視委員会、お越しいただいていると思うんですが、伺いたいと思いますが、海外のプライベートバンク口座とタックスヘイブンを利用した犯則事件でありますけれども、過去何件、摘発なり告発をしているのでしょうか。

◆大森政府参考人 お答えいたします。

昨年四月、シンガポールのプライベートバンク口座を利用した借名のインサイダー取引を東京地検に告発しておりまして、現在のところ、この一件でございます。

○笠井委員 証券監視委員会は、上場企業がタックスヘイブんに設立したSPC、特別目的会社、特定目的会社を増資引受先として、そこを経由した増資実行の実態把握の強化に取り組んでいるということですが、それでは、増資に関する犯則事件についてはこれまでに何件を摘発しているのでしょうか。

◆大森政府参考人 海外のSPCを引受先とする第三者割り当て増資につき、金融商品取引法あるいはその前身の証券取引法違反の不正取引として告発した事案は、残念ながら、現在までのところございません。

○笠井委員 とにかく、一件、ゼロ件ということで、国際的な株式売買取引増加に伴う国際課税の適正化という国際的規制・監督強化の要請からしても、今後も大丈夫かと言わざるを得ないことだと思うんです。その点では、やはり取引の調査というのはマンパワーに支えられている問題が大きいと思います。

そこで伺いたいと思うんですが、アメリカのSEC、証券監視委員会は、職員が三千五百名。インサイダー取引に伴うプライベートバンクとタックスヘイブンを利用した脱税事件の告発も実際やってきていると思うんですけれども、私は、今、国際的要請にこたえるためにも、日本の陣容の強化が求められていると思うんです。証券監視委員会、実際いろいろやられてきていて、大変だな、苦労されていると思うんですが、その点の見解はどのようにお持ちでしょうか。

◆大森政府参考人 御指摘のとおり、国境を越える案件がますます拡大する中で、海外の当局と連携し的確に対応する上で、私ども監視委員会の人員の増強あるいはノウハウの向上といった必要な体制整備に努めてまいりたいと考えております。

○笠井委員 現在、監視委員会は六百七十四名と伺っておりますので、これは本当に大事な課題になっていると私は痛感いたしております。

財務省に伺いますが、日本の歳入への影響という点でありますけれども、富裕層や多国籍企業等のタックスヘイブンの乱用または課税逃れに近い行為によって一体どれぐらいの税収が失われているというふうに推計されているのでしょうか。

◆古本大臣政務官 お答えいたします。

これは、実態が把握できないから租税回避されているわけでありまして、残念ながら、その実態は把握をいたしておりません。

○笠井委員 推計数値もない、言えないのは、なかなか問題だと私は思うんです。

○七年、企業によるタックスヘイブンの特定外国子会社の留保所得の申告漏れでも四百八十一億円、個人の海外資産に関連した相続税の申告漏れは三百八億円という数字なんかもありますから、こ

れはきちっと、やはりそういう点では推計は少なくともする必要があると思うんです。

では、伺い方を変えますが、アメリカでも、税収確保のために、国際課税強化ということで、多国籍企業や富裕層等に対する課税状況の点検と公表を行っております。この視点で日本について伺いたいんですが、単年度ごとで日本の多国籍企業が国外の事業で獲得した利益総額、それに対する法人税総額、実効税率というのは、それぞれどのようになっているのでしょうか。

◆古本大臣政務官 日本の多国籍企業のことを言っておられますか。（笠井委員「そうです」と呼ぶ）日本の多国籍企業の課税権は、それぞれ、源泉地課税になっているところはその当該地で納税をなされる、そして、内国法人法の適用をされる場所については当然に日本の法人税なりが適用されているということでございます。

○笠井委員 私、これは事前にもレクをお願いして、この点を伺いますからということで申し上げているので、利益総額、それから法人税総額、実効税率というのが、これは、ないならない、数字がないとかということでもいいんですが。質問通告してあるんですがね。

○鈴木委員長 すぐ答えられますか。

◆古本大臣政務官 失礼いたしました。

我が国企業の海外子会社が海外で納付している法人税の総額については、把握していないということでございます。

○笠井委員 アメリカを見ますと、オバマ大統領が就任した四カ月後に、ホワイトハウスのプレスリリースで、二〇〇四年にアメリカの多国籍企業が国外の事業活動で獲得した七千億ドルの利益に対する連邦税は百六十億ドル、実効税率は二・三%であったと公表しているわけでありまして、アメリカでは公表できる、やっているわけです。

一方、日本の姿勢というのは、私、率直に申し上げて情けないと思うんですけれども、そうした数値公表に対する姿勢というのがやはり問われると思うんですけれども、どのように感じていらっしゃいますか。

◆古本大臣政務官 一つに、仮に日本がそういったタックスヘイブンと言われる租税回避地として選ばれているのであれば、そのような御指摘も一部当たるのではなかろうかと思っておりますけれども、少なくとも日本についてはそういう実態にはない。

そういう中で、国際社会の中であって、G20あるいは先ほどのグローバルフォーラムの枠組み等々をどうやって使っていくかという議論になるわけでありまして、その際に、今、日本としてでき得ることは全力を挙げて取り組んでいる、こういうことでございます。

○笠井委員 アメリカでできて日本でできないということのお答えにはなっていないというふうに私は思うんですね。そこはやはりきちっとやっていただきたいと思えます。

きょう質問してまいりましたが、結局、富を持つ者、運用する者に対する課税強化がおくれている。一方では、私もかつて参議院の大蔵委員会、それからその後は財政金融委員会ということでありましたが、そこでも質問をやったことがありますけれども、社会的に弱い中小零細企業経営者やまじめな納税者に対する過酷な徴税攻勢が行われてまいりました。その点では、善良な納税者の権利を守る納税者権利憲章が必要であるということを感じるところです。

民主党も、納税者権利憲章の制定を政策に掲げておられますけれども、その検討状況はどうなっているのでしょうか。

◆古本大臣政務官 平成二十二年度税制改正大綱にも記載をいたしました。閣議決定いたしております。「納税者の税制上の権利を明確にし、税制への信頼確保に資するものとして「納税者権利憲章（仮

称) 」を早急に制定します。」 ということを受けて、現在、政府税調の中に納税環境整備に係るP Tを設置いたしまして、議論を始めているところでございます。

委員御指摘の観点で申し上げます、G 7の中で納税者権利憲章を持っていない国は、既にもうドイツと我が国だけになってきているという状況でございますので、これは早急に取りまとめたいということでございます。

なお、その際に、OECD基準によれば、納税者憲章とは、納税者の税務に関する権利義務、これをともにわかりやすい言葉で要約し、かつ説明して、こうした情報を多くの納税者に周知させ、理解させようとする試み、このように定義されておりますので、権利と同時に義務、これをあわせて取り組んでいかなきゃならないというふうに思っております。

○笠井委員 最後に、時間になりますので、大臣に一問だけ伺っておきますが、今回の四つの議定書そのものに私どもは賛成であります、やはり富を持つ者と持たない者に対する課税当局の対応の不公平さということを私は非常に感じます。

そこで伺いたいのは、富裕層等が課税逃れを行う、しかも額がとてつもなく大きいということでは、課税の社会的信認が大きく損なわれるというふうに思うんですけども、その点での大臣の基本認識を伺えればと思うんですが、いかがでしょうか。

◆岡田国務大臣 納税というのは、一つのルールに基づいて、法律に基づいて行われるものであります、そのルールはきちっと守られるべきというのは当然のことだと思います。

○笠井委員 終わります。